

第1回 八尾市廃棄物減量等推進審議会 議事要旨

【日 時】平成24年8月31日（金）午前10時00分～11時10分

【場 所】八尾市役所 本館8階 第2委員会室

【出席委員】吉田会長、福岡副会長、吉川(正)委員、花嶋委員、角柿委員
中浜委員、小松委員、中西委員、林委員、辻井委員、中野委員
木原委員、木村委員、笠原委員、山本委員、土井委員、桶谷委員
北山委員、大西委員、高山委員、柳谷委員、西田委員

【欠席委員】吉川(博)委員、大本委員、森本委員、榊井委員、前田委員

【事務局】村上部長、益井次長、西野課長補佐、安藝係長、松崎主事
田口次長、吉田課長、一ノ本課長

I. 開会挨拶（事務局）

II. 配布資料の確認（事務局）

- ・第1回八尾市廃棄物減量等推進審議会次第
- ・資料No.1. 委員名簿及び座席配置図
- ・資料No.2. 八尾市廃棄物減量等推進審議会 審議スケジュール（案）
- ・資料No.3. 八尾市廃棄物減量等推進審議会規則
- ・資料No.4. 諮問書(写し)……………諮問後に配布
- ・資料No.5. 諮問書内容説明資料……………諮問後に配布

III. 委嘱状の交付

IV. 市長あいさつ

みなさん、おはようございます。八尾市廃棄物減量等推進審議会の第1回目の会合ということで、大変お暑い中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。八尾市における環境行政全般を審議していただきたいと考えております。特にこの間、色々と政治情勢が急激に激変しております。平松前大阪市長当時には、焼却場を平成38年には閉鎖したいというお話をいただいていたところですが、昨年11月、橋下大阪市長が誕生しまして、先日大阪市環境局から、松原市、大阪市、八尾市3市における一部事務組合で焼却場を運営したいということについて協議の申し入れがありました。八尾市としては当然、大阪市と八尾市の関係、行政協定、あるいは廃棄物処理に関する覚書、こういったことを基にこれからも協議を進めて参りたいと思っております。一部事務組合というお話ではございますが、それも一つの選択肢だと思いますし、八尾市単独で焼却場を持つということも一方では考えられます。そういったことも含めて、いろんなことを考えていかなければいけない時期にきております。大阪市は、平成26年か27年には一部事務組合化したいということでございますので、そのことも含めながら、八尾市の将来のごみ処理のあり方、あるいは家庭ごみのあり方等、お話をさせていただかなければならないと考えてお

ります。もう一方で、行政的には環境ということが非常にメジャーになってきております。「いかに環境を守るか」ということをもう一度、しっかりと市民のみなさん全体で考えていかなければなりません。当然そういった意味で、「もったいない」という精神であるとか、リサイクルをどう具体的に進めていくのか、本当に大きな課題でございます。今回は第5期目の審議会でございます、第4期目から引き続き委員になっていただいた方がおられますし、まったく初めてこの審議会にご参加いただく方も多くいらっしゃいます。是非八尾の現状を直視し、そして世界規模で環境問題をしっかりと考え、そして自ら参加できるところについては、一步でも自分が参加する、地域で行動する、こういったことを、この八尾の中で実践していこうということを常に考えているところでございます。新しく委員になられたみなさんには、名刺をお渡ししました。実はその名刺は今日初めて使いますが、みなさんの机の上に置いているペットボトルを再生した名刺でございます。これからもみなさんとともに、環境問題に一つ一つみなさんと共に取り組む八尾市を作りあげて参りたいと考えております。皆さん方の忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。2年間という長丁場でございますが、将来の八尾市にご提言いただきませう、よろしくお願い申し上げます。

V. 委員・事務局の紹介（自己紹介）

VI. 会長・副会長の選出

○会長あいさつ

ただいまご紹介いただきました、大阪府立大学の吉田でございます。八尾市廃棄物等減量推進審議会の会長に就任させていただくにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

前回、前々回の審議会に引き続きまして審議会の会長という大役を仰せつかりまして、非常に緊張して身の引き締まる思いでございます。浅学菲才でございますけれども、皆様のご協力を得まして取りまとめさせていただきたいと思っております。私自身は、今回、3回目の審議会の会長ですが、それ以前から八尾市の環境関連の審議会の委員を務めて、10年以上になると思っております。八尾市は河内の中心地にあり、人情が非常に厚く、古い歴史をもった伝統に基づいておりますが、非常に進取の気概があると私は思っております。今回、市長から政治的に動乱期にあるとお話いただきましたが、多方面からいろんな専門の委員に来ていただいております。真摯な気持ちで新しいアイデアを出していただいて、市の環境行政に少しでもお役に立てればと思っております。福岡副会長とともに取りまとめさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

VII. 諮問

VIII. その他

○事務局説明

それでは、改めまして、これまで当審議会でご議論頂いた内容やこれまでの取り組みにつきまして、ご説明いたします。

まず、資料 No.4 をご覧ください。こちらは、先程市長より審議会へ諮問いただいた諮問書の写

しとなっております。次に、資料 No.5 をご覧ください。こちらは、今回の諮問書の概要でございます。

まず、資料 No.5 の 1 ページをご覧ください。一番上段にあるのが次期八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）についての諮問概要でございます。この諮問を受け、第 4 期八尾市廃棄物減量等推進審議会において約 1 年間の議論・検討を重ね、平成 23 年 12 月に審議会より次期八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）についての答申を受けました。答申の概要といたしましては、行政だけが取り組むのではなく、市民や事業者の自主的・主体的な取り組みが不可欠であり、市民・事業者・行政等が協働して取り組むよう求められております。2 ページをご覧ください。こちらは答申の附帯意見でございます。

全文読ませていただきます。

八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)について(答申)。平成 22 年 10 月 2 日付け八経資第 116 号で諮問のありました八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)について、当審議会として慎重かつ活発に議論を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。今後、本答申をもとに、八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)が策定され、基本理念である「みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』～ごみゼロ(ごみの最終処分量ゼロ)、資源が循環するまちを目指して～」を、市民、事業者、行政等が共有し、その実現に向けてともに実践していくことにより、計画の最終目標年度となる平成 32 年度までの間に、八尾市がより一層ごみの減量および資源化を推進されることを切に願います。循環型都市『やお』を創造するためには、行政だけがその創造に向けて取り組むのではなく、市民や事業者の自主的・主体的な取り組みが必要不可欠であり、河内の進取の気風を生かし、市民・事業者・行政等が協働して取り組みを進められることを期待いたします。なお、本計画の推進にあたり、当審議会の審議過程で述べられた意見や提案に十分配慮されるとともに、下記の事項について特に配慮されることを求めます。

1. ごみ減量のさらなる推進

大阪湾フェニックス計画は、平成 33 年度に事業が終了する予定です。この事業を継続するとともに、搬入市町村における貴重な最終処分場としての機能を永続させるためにも、搬入市町村には、ごみ減量等に向けたより一層の努力が求められています。

また、八尾市においては、可燃ごみの焼却は、大阪市との共同処理(行政協力協定に基づき建設された大阪市環境局八尾工場)で行われてきましたが、大阪府域におけるごみの減量等に伴う大阪府域のごみ焼却工場の整備・配置計画の検討により、将来、焼却工場の管理運営経費や施設設備費といった負担が必要となってくることも想定されることから、八尾市におけるごみの焼却処理のあり方について検討していく必要があります。

このことから、ごみ減量を進めることが将来の焼却施設の規模縮小につながるとともに、八尾市の管理運営経費や施設整備費の負担を大きく削減する効果をもたらします。よって、循環型社会の構築のみならず、これらの要因へ対応するため、ごみ減量になお一層努めるよう求めます。

2. 事業系一般廃棄物の減量・資源化の促進

事業系一般廃棄物の減量にあたっては、事業活動に伴って排出されるごみの処理やリサイクルの責任は、排出者である事業者にあることを、経営者のみならず従業員にまで浸透する必要があります。八尾市においては、平成 18 年 6 月に事業系一般廃棄物(可燃(燃やす)ごみ)収集運

搬業許可制度を導入するとともに搬入物の展開検査を実施し、適正排出・適正処理指導が行われてきましたが、さらなる減量と資源化に向けて、多量排出事業者に対する事業系一般廃棄物減量計画等報告書の提出、事業系廃棄物管理責任者の選任といった制度についても積極的に運用されるよう求めます。また、食品関連事業者から排出される食品廃棄物のリサイクルの促進は、国においても「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号）が制定されており、循環型都市の創造に向けた重要な取り組みの一つです。よって、現行の事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度と整合を図った上で、早期に取り組むように審議会として先に提案いたしました。この提案に基づき、食品リサイクルの促進に係る取り組みを今後とも推進するよう求めます。

3. 家庭ごみへの有料制の導入に向けての審議会の立ち上げ

1. にて示したように、八尾市における課題を踏まえれば様々な取り組みが必要です。なかでも家庭ごみの有料化については、環境施策の充実やさらなる展開に必要となる財源への活用、ごみ処理費用負担の公平化、ごみ処理の現状、減量、リサイクル等に対する市民意識の向上、ごみの発生・排出抑制につながることから、八尾市においても早期に検討を行う場を立ち上げるとともに、慎重に議論を行うよう求めます。

4. 計画の進行管理

計画に示す基本施策が着実に実行されるよう、「計画(Plan)を着実に実行(Do)し、その結果を客観的に評価(Check)することにより、計画の見直し(Act)を行う」というPDCAサイクルの基本理念に沿って計画の進行管理に努めるとともに、施策の進捗状況についても適切な時期に公表されるよう求めます。また、循環型都市『やお』を目指した施策を実施するため、全庁的な連携を密にするよう求めます。さらには、廃棄物に関する処理の流れやコストをはじめ、様々な情報の収集と提供に努めるとともに、市民・事業者等との協働のもと、教育、啓発及び指導をより強化のうえ、継続して行うよう求めます。

この中の、1. ごみ減量のさらなる推進についてでございますが、「大阪湾フェニックス計画は平成33年度に事業が終了する予定です。この事業を継続するとともに、搬入市町村における貴重な最終処分場としての機能を永続させるためにも、搬入市町村には、ごみ減量等に向けたより一層の努力が求められています。また、八尾市においては、可燃（燃やす）ごみの焼却は、大阪市との共同処理（行政協力協定に基づき建設された大阪市環境局八尾工場）で行われてきましたが、大阪府域におけるごみの減量等に伴う大阪府のごみ焼却工場の整備・配置計画の検討により、将来、焼却工場の管理運営経費や施設整備費といった負担が必要となってくることも想定されることから、八尾市におけるごみの焼却処理のあり方について検討していく必要があります。このことから、ごみ減量を進めることが将来の焼却施設の規模縮小につながるるとともに、八尾市の管理運営経費や施設整備費の負担を大きく削減する効果をもたらします。よって、循環型社会の構築のみならず、これらの要因へ対応するため、ごみ減量になお一層努めるよう求めます。」との意見をいただいております。本市におきましては、可燃（燃やす）ごみの焼却は大阪市との共同処理で行われてきましたが、老朽化した八尾工場につきましては耐用年数が平成38年度までとなっており、八尾工場の施設整備や建て替えを踏まえすと、将来、焼却工場の施設整備費といった負担が必要となってくることも想定されます。概要におきましては、建て替えを行う場合につきましては、今から焼却処理量を減らすことにより、老朽化により建て替えを行う場合には、焼却

施設の規模の縮小により、施設整備費が抑制することができます。また、将来の負担が軽減することにもつながり、これは基本計画の中でも示されているところです。また、フェニックス事業基本計画におきましても、計画が平成 39 年度まで延伸されたものの、以降の計画は未定であり、近畿圏域における減量化の遅れや最終処分場の延命化の必要性についても指摘されているところです。

続いて 3 ページをご覧ください。

この中で、3. 家庭ごみへの有料制の導入に向けての審議会の立ち上げについて意見をいただいております。「1. にて示したように、八尾市における課題を踏まえれば様々な取り組みが必要です。なかでも家庭ごみの有料化については、環境施策の充実やさらなる展開に必要な財源への活用、ごみ処理費用負担の公平化、ごみ処理の現状、減量・リサイクル等に対する市民意識の向上、ごみの発生・排出抑制につながることから、八尾市においても早期に検討を行う場を立ち上げるとともに、慎重に議論を行うよう求めます。」とあるように、今回の審議会の立ち上げについて意見をいただき、慎重に議論を行うよう求められております。

これらを踏まえ、平成 24 年 3 月に「みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』～ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまちを目指して～」を基本理念とする平成 24 年度から平成 32 年度までの 9 年間となります「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定いたしました。

この中で、基本計画におきまして、資源化されている量を除くごみ処理量を平成 32 年度までに 25%削減し、5 万 9 千 t とすること、また、資源化率を平成 32 年度までに 13%引き上げて 30% とすることを目標としたところです。基本計画におきましては、4 ページにお示しするとおりでございます。また、この減量目標を達成するための基本フレームを作成するにあたり、計画期間内における家庭ごみの有料化の導入は避けられないとの認識の下、家庭ごみの有料化を盛り込んだ目標設定としたところあります。基本フレームにつきましては、5 ページにお示ししております。また、家庭ごみへの有料制の導入につきましては、6 ページ以降に示すとおり、基本計画における目標を達成するための基本施策の一つとしても盛り込まれております。

家庭ごみの有料制の導入につきましては、先程申し上げたとおり、第 4 期審議会におきましても議論となったところですが、前期審議会におきましても、具体的な審議につきましては新たな検討の場において慎重に議論を行うとのことで、今回の審議会の開催に至ったところです。

家庭ごみの有料制の導入をご審議いただくにあたりまして、まずじめに八尾市の現状をご説明する必要があります。

八尾市の現状につきましては、可燃（燃やす）ごみにつきましては、先程もご説明したとおり、大阪市との行政協定に基づき、八尾市が提供した土地に大阪市が建設した大阪市環境局八尾工場にて焼却処理が行われております。現在の工場のつきましては、平成 7 年に建設され、現在稼働中でございます。八尾市といたしましては、こちらの施設に 1 キロあたり 14.2 円の委託料を支払い、焼却処理を委託しているところです。しかし、本年 4 月に大阪市のごみ処理施設配置計画案が示され、大阪市域におけるごみの減量等に伴う大阪市のごみ焼却工場の整備・配置計画の検討により、将来、焼却工場の管理運営費や施設整備費といった負担が必要となってくることが想定されます。また、八尾工場は平成 38 年には建替えを行う必要があることから、今後の動向によりましては、炉の補強による延命化や建て替えにかかる費用負担を求められることとなることから、

今からごみの減量に取り組んでいく必要があります。

次に、焼却灰を受け入れる大阪湾フェニックス計画の動向についてでございますが、本市においては焼却灰の最終処分は大阪湾広域臨海環境整備センターが実施する大阪湾フェニックス計画に依存しており、現行の計画が平成 33 年までであったものが平成 39 年まで延伸されたものの、延伸に伴う施設の費用増に伴い、搬入料の値上げが求められております。また、環境省等から近畿圏での 3R の遅れを指摘されており、次期基本計画におきましても未定であることから、搬入市町村はごみ減量に向けたより一層の努力を求められております。

これらのごみ焼却施設や最終処分場の将来のあり方を踏まえると、焼却工場を建替える際には、現在の焼却施設の規模を小さくすることにより、将来の施設整備費等の負担が少なくなりますし、八尾市の将来を見据え、本市のごみ焼却処理にあたって将来的に生じる新たな負担につきましても、そのまま後世の世代にのみを負わせるのではなく、今の世代においても出来る限り努力を果たすことにより、世代間の公平を図る必要があるとの考えの下、将来の費用負担分を今のうちから蓄積し、一部を必要な環境施策の推進に活用することや、ひいては排出の抑制にもつながることから、今回の家庭ごみの有料制について審議・検討いただく場を立ち上げる運びとなりました。委員の皆様におかれましては、次回からの委員会におきまして、活発なご議論をいただきますようよろしくお願いいたします。甚だ簡単ではございますが、この度の諮問概要及び八尾市の現状についての説明とさせていただきます。

つづきまして、資料の 2 をお願いします。今後の審議会のスケジュール案をお示ししております。平成 24 年度におきましては今回を含めて 3 回の開催を予定しております。2 回以降の審議会におきまして、八尾市の現状につきましてご説明させていただき、八尾市における有料化導入の目的や必要性の整理を行うにあたり、関係資料を提示させていただきながらご説明させていただく予定です。

平成 25 年度におきましては、5 回の開催を予定しており、八尾市における有料化の方針や方向性についてご審議いただき、平成 25 年中に答申案についてご審議を賜る予定としております。これらのスケジュールにつきましては、今後の審議会におけるご意見や検討議題等につきましてご審議いただくこともありますので、現時点における案といたしまして、日程等も踏まえて変更される場合がありますことをご承知おきくださいますようよろしくお願いいたします。

また、今回の審議につきましては、慎重にご議論いただくにあたり、本市が一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を策定し、その中で今回の諮問を行うに至った経過や、今回ご説明させていただいた八尾市の現状について理解していただくため、今回より審議会にご参加いただく委員の皆様を中心として前期審議会のおさらいの場を設けてご説明させていただきたいと考えております。日時におきましては 9 月 24 日（月）13 時からを予定しておりますので、希望される前期からの審議会委員の皆様を含め、ご参加くださいますようよろしくお願いいたします。また、ご参加を希望される委員様につきましては、9 月 7 日（金）までに事務局（八尾市経済環境部資源循環課）までご連絡くださいますようよろしくお願いいたします。なお、この勉強会につきましては、委員報酬の対象外となりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、この度の諮問概要、八尾市の現状、今後のスケジュールについての説明とさせていただきます。

○会長

議論は第2回からということだが、ただいまのご説明に関して質問はないか。

○委員

審議会のスケジュールを見せていただいた。ごみの有料化は市民にとって大変なことだと思う。この中で、市民の意見、アンケート調査やパブリックコメントということが書かれていない。そういう予定があるのかお聞きしたい。

○会長

当然、パブリックコメントはありますね。

○事務局

パブリックコメントに関しましては、前回の審議会におきまして実施させていただきました。

○会長

今回の審議会についても、パブリックコメント、アンケート実施等の必要はあると思います。

○委員

出来たら、前回のパブリックコメントの内容を、資料として出していただけたら参考になると思うが。

○事務局

前回、パブリックコメントを約1ヶ月間実施させていただきましたが、市民の方からのご意見はありませんでした。

○委員

ただ、今回はごみの有料化ということになるので、かなり皆さんの思いがあると思う。もし出来ればそういうことも考えていただきたいと思う。

○事務局

検討させていただきます。

○事務局

本日の委員委嘱について。前回の第4期審議会委員におかれましては、手続きの関係上、一旦解任し、今回新たに任命させていただいております。まことに失礼とは存じますが、解嘱状をお手元の封筒の中に同封させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次回審議会の開催日程についてご説明させていただきます。本日は、委嘱状の交付ならびに諮問をさせていただき、具体的な審議は次回からお願いしたいと存じますので、各委員におかれましては、万障繰り合わせの上、ご出席賜りますようお願いいたします。なお、開催日程の詳細につきましては、後日改めて文書にてご案内させていただきます。

続きまして、審議会の公開について。本審議会設置規則では、審議会を公開することになっております。今後の審議会につきましても公開することにしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○会長

ただいま、事務局から審議会公開の提案があった。本審議会を非公開とする特別の事情が生じた場合は、この審議会でお諮りして決定することとして、原則、この審議会を公開としたいがいが。

(異議なしの声)

○会長

ありがとうございます。それではこの会議を、原則公開とすることに決定する。

○会長

他にご質問ないようなので、次回から議論いただくということで、本日はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

IX. 閉会